

国連気候変動枠組み条約
締約国会議
第14回会合
2008年12月1-12日、ポズナニ

暫定議題書2 (c)項
組織上の問題
議題書の採択

暫定議題および注釈書

事務局長覚書

I. 暫定議題

1. 会合の開会
2. 組織事項
 - (a) 第14回会議議長の選出
 - (b) 手続規則の採択
 - (c) 議題書の採択
 - (d) 議長以外の役員選出
 - (e) オブザーバーとしての組織の信任
 - (f) 補助機関会合を含む、作業に係わる組織
 - (g) 今後の会合の日程および開催地
 - (h) 信任状に関する報告書の採択
3. 補助機関報告書ならびに補助機関提出の決定書および結論書
 - (a) 科学・技術上の助言に関する補助機関の報告書
 - (b) 実施に関する補助機関の報告書
4. 条約の下での長期的強力行動に関する特別作業部会報告書
5. 条約の約束ならびにその他の規定の実施に関するレビュー
 - (a) 条約の資金メカニズム
 - (b) 国別報告書：
 - (i) 条約の附属書I締約国からの国別報告書
 - (ii) 条約の附属書I国以外の締約国からの国別報告書
 - (c) 技術の開発および移転
 - (d) 条約の下でのキャパシティ・ビルディング
 - (e) 条約4条8項および9項の実施
 - (i) 適応と対応策に関するブエノスアイレス作業計画の実施 (決定書1/CP.10)
 - (ii) 後発開発途上国に関する問題
 - (f) 補助機関から締約国会議に付託された、その他の問題
6. 条約の4条2項(a) (b)の妥当性に関する第2回レビュー¹

¹ 下記のパラグラフ 44、45 を参照のこと。

7. 事務的、財務的、制度的な問題
 - (a) 2006－2007年（2カ年）監査済財務諸表
 - (b) 2008－2009年（2カ年）業務予算
8. ハイレベル・セグメント
9. オブザーバー組織によるステートメント
10. その他の問題
11. 本会合の結論
 - (a) 第14回締約国会議報告書の採択
 - (b) 本会合の閉会

II. 会合の構成に関する提案：概要²

1. 12月1日月曜午前、ポズナニに於ける国連気候変動会議の開幕を告げる歓迎式典が開催される。
2. 第13回締約国会議(COP)の議長がCOP14の開会を宣言する。COPは暫定議題書の1項を議論すると同時に2項の幾つかの手順関連項目も議論する。これには、COP14議長の選出、議題書の採択、作業構成の項目が含まれる。グループ代表以外のステートメント発表は想定していない。COPは議題の一部を適当な補助機関に付託する。その後、開会会合は終了する。
3. 続いて、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国の会議(CMP)の第4回会合を開会する。CMPは、その暫定議題書の1項を議論するほか、2項の手順問題も議論するが、これには議題書の採択および作業構成の項目が含まれる。グループを代表するもの以外、ステートメント発表の予定はない。CMPは必要に応じて議題の一部項目を補助機関に付託する。その後、開会会合は終了する。
4. 同日午後に、条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA)第4回会合が開会する。続いて、京都議定書附属書 I 国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ(AWG-KP)第6回再開会合が開会、そのプレナリーでは暫定議題書の4項を議論する。これらの会合と平行して、科学・技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA) が第29回会合を開会、続いて、実施に関する補助機関(SBI)も第29回会合を開会する。(会合スケジュール案については添付書類I (Annex I) を参照)
5. CMPは、12月3日水曜日と12月4日木曜日にプレナリー会合を開き、SBSTAおよびSBIへの付託予定がない議題項目を議論する。
6. SBSTAおよびSBIは、12月10日水曜日、それぞれの会合を終了する。これら補助機関は可能な限り多数の項目に関する審議を終了し、その結果をCOPまたはCMPに伝達する。AWG-LCA 4とAWG-KP第6回再開会合も12月10日水曜日に終了する。
7. COPおよびCMPは、12月11日から12日に開催されるハイレベル・セグメントの中で

² 締約国会議(COP) の第 14 回会議ならびに京都議定書締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第 4 回会合は同じ会期中に開催されるため、本概要書では両方の会合について記載する。また、締約国およびオブザーバーによる参照の際の簡便性を図るため、CMP 14 の暫定議題書 (FCCC/CMP/2008/1) の注釈書にも本概要書の文章を記載する。詳細は、UNFCCC ホームページに掲載される予定。

締約国会議(COP)の第 14 回会合と京都議定書締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第 4 回会合は、同じ会合期間中に開催される、このため本項では両方の会合について記載する。また締約国およびオブザーバーにわかりやすくするため、COP 14 暫定議題書 (FCCC/CP/2008/1) の注釈書にも本項を含める。詳細は UNFCCC ホームページに掲載される予定。

合同会合を開催する。合同会合には各国閣僚ならびにその他代表団の代表が出席し、各国ステートメントを発表する。COPおよびCMPの合同会合では、オブザーバー組織のステートメントも発表される。ハイレベル・セグメントは12月12日金曜日に終了する。COPおよびCMPは個別に各会合を開催し、今次会合で提起された決定書および結論書の採択をめざす。

8. SBIの第24回会合で採択された結論書³に則り、全ての会合は午後6時で終了するものとする。ただし、COP議長団または補助機関議長が決定すればこの限りではない。今次会期中に6機関の会合が行われるため、コンタクトグループおよび非公式協議のための時間は極めて限定されたものになる。したがって、時間的制約を考慮した上で会合を計画する。

³ FCCC/SBI/2006/11, 112 項

III. 暫定議題書の注釈書

1. 会合の開会

9. COP 13議長を務めた、インドネシアのRachmat Witoelar環境大臣がCOP 14の開会を宣言する。

2. 組織事項

(a) COP 14議長の選出

10. **背景**：COP 13議長がポーランド環境大臣のMaciej NowickiをCOP 14議長として選出することを要請する。Nowicki氏は、地域グループ間で持ち回りの地域グループ議長として、東欧グループから議長指名を受けていた。

(b) 手続き規則の採択

11. **背景**：COP 13で、これまでの会合と同様、規則案42を除いた手続規則案を引き続き適用することを決定した。

12. **行動**：COPは手続案の適用継続を希望し、COP 14議長が協議を行って規則の採択に向けて努力することを希望する。

FCCC/CP/1996/2 組織事項：手続規則の採択。事務局長覚書

13. **背景**：事務局は、COP 13議長との合意の下、SBI 28会期中に締約国ならびに議長団メンバーから寄せられた意見に配慮し、COP 14暫定議題の草案を作成した。SBI 28は、COP 暫定議題の項目6、“条約4条2項(a)(b)の妥当性に関する第2回レビュー”の検討について、COP 16まで延期することを勧告した。（下記パラグラフ45参照）

14. **行動**：COPは、項目6を除く暫定議題の採択を行い、4条2項(a)(b)の妥当性に関する第2回レビューに関する項目について、解説を入れた脚注付きのCOP 16暫定議題を作成するよう事務局に要請することが求められる。

FCCC/CP/2008/1 暫定議題書と注釈書。事務局長覚書

(d) 議長以外の役員の選出

15. **背景**：COP 13議長の要請により、COP 13議長団への推薦に係わる協議が地域グループ調整者も同席する形でSBI 28から開始された。これらの協議については口頭での報告もある。必要な場合は、会期中にさらに協議を行う。締約国は、決定書 36/CP.7を想起し、条約の下で設置されたあらゆる組織の選任ポストへの女性の登用を積極的に検討すること。

16. **行動**：COPは、COP 14議長団メンバーを協議終了後のできるだけ早い時期に選出

する。

(e) オブザーバーとしての組織の信任

17. **背景** : COP は、議長団による審査ならびに検討を受け、オブザーバーとしての信任をめざす組織リストを含んだ文書FCCC/CP/2008/3をCOP前に入手する。⁴

18. **行動** : COP はリストを検討し、オブザーバー組織を認定することが求められる。

FCCC/CP/2008/3 オブザーバーの認定：オブザーバーとしての認定を申請する組織。事務局長覚書

(f) 補助機関の会合を含む、作業の構成

19. **行動** : COP は、会合スケジュール案を含む、会合の作業構成に合意することが求められる（上記パラグラフ1-8, 及び添付Iを参照）。

FCCC/CP/2008/1 暫定議題書と注釈書。事務局長覚書

FCCC/SBSTA/2008/7 暫定議題書と注釈書。事務局長覚書

FCCC/SBI/2008/9 暫定議題書と注釈書。事務局長覚書

FCCC/KP/AWGLCA/2008/14 暫定議題書と注釈書。事務局長覚書

(g) 今後の会合日程および開催地

20. **背景** : SBI 28では、COP 16およびCMP 6、ならびにCOP 17およびCMP 7 (2011)⁵を主催する開催国の立候補を募った。地域グループ間のローテーションによって、COP 16議長は中南米・カリブ海諸国グループから選出、COP 17議長はアフリカ・グループから選出することになる。

21. 同SBI 28では、2013年の会期を6月3-14日および11月11-22日とすることを提案し、COP 14で採択を行うとした。⁶

22. **行動** : COP は、これらの問題に関する協議、ならびにCOP 14での採択をめざして、決定書草案または結論書を勧告するための協議を執り行うよう議長に勧めたい。

(h) 信任状に関する報告書の採択

23. **背景** : 議長団は、条約の締約国によって提出された信任状を調べ、COP の採択をめざして信任状に関する報告書を提出する。⁷

⁴ 決定書 36/CMP.1 の下、COP で用いられているオブザーバー組織の信任に関する決定があり、COP およびCMPの会合へのオブザーバー組織の信任手続きには単一プロセスが利用される。

⁵ FCCC/SBI/2008/8, パラグラフ 141。

⁶ FCCC/SBI/2008/8, パラグラフ 140。

⁷ 決定書 36/CMP.1 は、京都議定書の締約国からの信任状がCOP/CMP会合への代表参加申請となり、COP事務局がCOP およびCMPに対して行う所定の手続きの後に、承認用の信任状に関する単独報告書が提出される。

24. 行動：COP は、COP 14に出席する締約国の代表の信任状に関する報告書を採択することが求められる。その間、代表者は暫定的な参加が認められる。

3. 補助機関の報告書および補助機関の決定書・結論書

- (a) 科学・技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA) の報告書
- (b) 実施に関する補助機関(SBI)の報告書

25. COP は、2008年6月に開催されたSBSTA 28およびSBI 28報告書ならびにSBSTA 29およびSBI 29の両議長の口頭報告に留意することが求められる。SBSTA議長の口頭報告にはSBSTA議題項目5：途上国における森林減少による排出量の削減：活動を促進するためのアプローチに関する報告が含まれる。⁸

FCCC/SBSTA/2008/6	2008年6月4-13日、ボンで開催されたSBSTA 28報告書
FCCC/SBI/2008/8 and Add.1	2008年6月4-13日、ボンで開催されたSBI 28報告書

4. 条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会 (AWG-LCA)の報告書

26. 背景：COP 13はAWG-LCAに対し、COP 14で進捗報告を行うよう要請した。さらにCOP 14では進捗状況を同グループからの報告書に基づき評価することで合意した。⁹

27. 行動：COP は、上記パラグラフ26で言及されたAWG-LCA議長の報告を検討し、適切だと思われる行動を講じることが求められる。

FCCC/AWGLCA/2008/3	2008年3月31日から4月4日、バンコクで開催された、条約の下での長期的協力行動に関する第1回特別作業部会の報告書
FCCC/AWGLCA/2008/63	条約の下での長期的協力行動に関する第1回特別作業部会中に表明された、バリ行動計画パラグラフ7で義務づけられた2カ年計画の整備に関する意見総括。議長覚書。
FCCC/AWGLCA/2008/8	2008年6月2-12日、ボンで開催された、条約の下での長期的協力行動に関する第2回特別作業部会の報告書
FCCC/AWGLCA/2008/11	条約の下での長期的協力行動に関する第2回特別作業部会中に表明された意見総括。議長覚書。
FCCC/AWGLCA/2008/12	2008年8月21-27日、アクラで開催された、条約の下での長期的協力行動に関する第3回特別作業部会の報告書
FCCC/AWGLCA/2008/13	条約の下での長期的協力行動に関する第3回特別作業部会中に

⁸ 決定書 2/CP.13, パラグラフ 8.

⁹ 決定書 1/CP.13, パラグラフ 9-10.

表明された意見総括。議長覚書。

5. 約束の実施、条約のその他の条項に関するレビュー

(a) 条約の資金メカニズム

28. 背景：SBI 29 暫定議題書・注釈書(FCCC/SBI/2008/9)を参照。

29. 行動：COPは、COP 14での採択をめざして本項目をSBIに付託し、決定書草案または結論書の検討もしくは勧告を行うよう求められる。

(b) 国別報告書

(i) 条約附属書I締約国からの国別報告書

30. 背景：SBI 29 暫定議題書・注釈書(FCCC/SBI/2008/9)を参照。

31. 行動：COPは、COP 14での採択をめざして、本項目をSBIに付託し、決定書草案または結論書の検討または勧告を行うよう求められる。

(ii) 条約非附属書I締約国からの国別報告書

32. 背景：SBI 29 暫定議題書・注釈書(FCCC/SBI/2008/9)を参照。

33. 行動：COPは、COP 14での採択をめざして、本項目をSBIに付託し、決定書草案または結論書の検討または勧告を行うよう求められる。

(c) 技術の開発・移転

34. 背景：SBI 29 暫定議題書・注釈書 (FCCC/SBI/2008/7)およびSBI 29 暫定議題書・注釈書(FCCC/SBI/2008/9)を参照。

35. 行動：COPは、COP 14での採択をめざして、本項目をSBSTAおよびSBIに付託し、決定書草案または結論書の検討または勧告を行うよう求められる。

(d) 条約の下でのキャパシティ・ビルディング

36. 背景：SBI 29 暫定議題書・注釈書 (FCCC/SBI/2008/9)を参照。

37. 行動：COPは、COP 14での採択をめざして、本項目をSBIに付託し、決定書草案または結論書の検討または勧告を行うよう求められる。

(e) 条約の4条8項・9項の実施

(i) 適応・対応策に関するブエノスアイレス作業計画の実施（決定書 1/CP.10）

38. **背景**：SBI 29 暫定議題書・注釈書 (FCCC/SBI/2008/7)およびSBI 29 暫定議題書・注釈書(FCCC/SBI/2008/9)を参照。

39. **行動**：COPは、COP 14での採択をめざして、本項目をSBSTAおよびSBIに付託し、決定書草案または結論書の検討または勧告を行うよう求められる。SBSTAは、決定書1/CP.10 パラグラフ23に則り、気候変動の影響・脆弱性・適応に関するナイロビ作業計画に関する問題を取り上げる。SBI は、SBI 28での結論に従って、気候変動の悪影響および対応策の影響に関して、決定書1/CP.10のその他の側面を取り上げる。¹⁰

(ii) 後発開発途上国に関する諸問題

40. **背景**： SBI 29 暫定議題書・注釈書(FCCC/SBI/2008/9)を参照。

41. **行動**： COPは、COP 14での採択をめざして、本項目をSBIに付託し、決定書草案または結論書の検討または勧告を行うよう求められる。

(f) 補助機関の締約国会合に付託するその他の問題

42. **背景**： 補助機関よりCOPに付託された条約に関するあらゆる問題は、補助機関第28回会合および第29回会合にて完了した決定書草案または結論書を含め、本項目の下で取り上げられる。

43. **行動**： COPは、予定される条約6条に関する決定書草案も含め、SBSTAまたはSBIの第28回会合、第29回会合より送られてきた条約に関する、決定書草案または結論書の採択が求められる。

6. 条約4条2項(a)(b)の妥当性に関する第2回レビュー

44. **背景**： 条約4条2項(d)は、4条2項(a)(b)の妥当性に関する第2回レビューについて、1998年12月31日以前に実施するものと規定している。COP 4では、この件に関して“いかなる結論または決定の合意に達することは不可能であると判明した。” COP 5の暫定議題を検討する際には、G77/中国が同項目を“条約の4条2項(a)(b)の履行の妥当性に関するレビュー”と修正することを提案した。そこでの合意は得られず、COP は本件を保留し、会合の議題を採択した。その後すべてのCOP会合において、同項目はCOP 5でG77/中国が提案した修正内容を示す脚注付きで暫定議題の中に盛り込まれ、議題は本項目について未決の状態に採択され、議長は本件に関する協議を執り行い、会合の最後に報告を行ってきた。

45. SBI 28では、COP 13（上記パラグラフ13参照）の要請を受け、SBIは、本議題項目に取り組むための善後策について事務局長から出された提案について留意した。¹¹ SBI は、現在適用されている手続き規則案13に則り、COPでの本件の審議をCOP 16まで延

¹⁰ FCCC/SBI/2008/8, パラグラフ 35–39.

¹¹ FCCC/SBI/2008/8, パラグラフ 119.

期するよう勧告した。その際、バリ・ロードマップの議論の成果次第で、COP は進行方法について決定した。

46. 行動： 会合の議題採択にあたって、COP は、本項目の審議をCOP 16へ先送りすることが求められる。（上記パラグラフ14参照）

7. 事務的、財務的、制度的な問題

(a) 2006－2007年（2カ年）監査済財務諸表

47. 背景： SBI 29 暫定議題書・注釈書(FCCC/SBI/2008/9)を参照。

48. 行動： COPは、COP 14での採択をめざして、本項目をSBIに付託し、決定書草案または結論書の検討または勧告を行うよう求められる。

(b) 2008－2009年（2カ年）業務予算

49. 背景： SBI 29 暫定議題書・注釈書(FCCC/SBI/2008/9)を参照。

50. 行動： COPは、COP 14での採択をめざして、本項目をSBIに付託し、決定書草案または結論書の検討または勧告を行うよう求められる。

8. ハイレベル・セグメント(HLS)

51. 背景： 各国の閣僚、その他の政府代表によるステートメントは2008年12月11日・12日のハイレベル・セグメントでのCOP/CMP合同会合で発表される。十分な数のコピーが事務局に提供されていれば会合中に公式な声明文（全文）が配布される。

52. 締約国数やステートメント発表用の時間制約などを考慮すると、各ステートメントの発表に制限時間を設ける必要がある。3分間という制限時間を推奨する。複数グループ代表のステートメントは同グループの他のメンバーが発表しない場合、強く推奨されるものであり、時間延長が認められる。

53. スピーカー・リストは2008年10月10日－11月7日が受付期間となる。登録用紙を含めた同リストについての情報は会合通知書として送付される。¹²

54. ハイレベル・セグメントに関する更なる情報は、議長団ならびに開催国政府の検討後、本文書の補遺として提供される可能性がある。国連関連機関および専門機関の長の出席に関する情報も提供される予定。

9. オブザーバー組織のステートメント

¹² 同リストに関するご質問は、UNFCCC事務局・渉外局：電話（+49 228 815 1520 or 1506）、fax（+49 228 815 1999）、e-mail <secretariat@unfccc.int>にて受付。

55. 政府間組織および非政府組織の代表はCMPでの演説が要請される。詳しい情報が提供される予定。

10. その他の問題

56. その他のCOPが留意すべき問題はすべて本項目の下で取り上げられる。

11. 会合の結論

(a) COP 14 報告書の採択

57. *背景*：会合終了時までには今次会合の作業報告書案がCOP採択に向けて作成される。

58. *行動*：COPは、報告書案の採択、ならびに議長のガイダンスおよび事務局の支援の下で会合後の報告書作成作業を行うよう調整担当者（Rapporteur）に一任することが求められる。

(b) 本会合の閉会

59. 議長は本会合の閉会を宣言する。

添付 I (Annex I)

12月1日 月曜日		12月2日 火曜日		12月3日 水曜日		12月4日 木曜日		12月 5日 金 曜日	1 2 月 6 日 土 曜 日
歓迎式典 COP開会 CMP 開会		SBST A	SBI	AWG-LC A 会合期間 中ワーク ショップ	CMP	AWG-LC A 会合期間 中 ワークシ ョップ	AWG-K P	非公式 グルー プ会合	非公式 グルー プ会合
AWG-LC A	SBI	SBST A	AWG-LC A 会合期間 中 ワークシ ョップ		AWG-K P会合期 間中 ワーク シヨッ プ	CMP	非公式 グルー プ会合		
AWG-KP	SBST A	SBI							
12月8日 月曜日		12月9日 火曜日		12月10日 水曜日		12月11日 木曜日		12月 12日 金 曜日	1 2 月 1 3 日 土 曜 日
非公式グループ会 合		Eid Al-Adha イーダ・アル＝アド ハー 犠牲祭 イスラムの祝日		非公式グループ会合 SBSTA閉会 SBI閉会 AWG-KP閉会 AWG-LCA閉会		ハイレベ ル・セグ メント	非公式 グルー プ会合	ハイレ ベル・ セグ メン ト COP 閉会 CM P閉 会	

スケジュールは変更の可能性あり

添付 II

第14回締約国会議（COP 14）事前配布文書

本会合向けに作成された文書

- FCCC/CP/2008/1 暫定議題書と注釈書。事務局長覚書
- FCCC/CP/2008/2 地球環境ファシリティから締約国への報告書。事務局長覚書
- FCCC/CP/2008/3 オブザーバー信任状：オブザーバーとしての信任を申請する組織。事務局長覚書

その他の会合前文書

- FCCC/CP/1996/2 組織上の問題：手続規則の採択。事務局長覚書
- FCCC/SBSTA/2008/6 科学・技術上の助言に関する補助機関第28回会合報告書（ボン、2008年6月4－13日）
- FCCC/SBSTA/2008/7 暫定議題および注釈書。事務局長覚書
- FCCC/SBI/2008/8 and Add.1 科学・技術上の助言に関する補助機関第28回会合報告書（ボン、2008年6月4－13日）
- FCCC/SBI/2008/9 暫定議題および注釈書。事務局長覚書
- FCCC/AWGLCA/2008/3 条約の下での長期的協力行動に関する第1回特別作業部会報告書（バンコク、2008年3月31日－4月4日）
- FCCC/AWGLCA/2008/6 条約の下での長期的協力行動に関する第1回特別作業部会中に表明された、バリ行動計画7項の下で委任された3カ年作業計画の整備に関する意見とりまとめ。事務局覚書
- FCCC/AWGLCA/2008/8 条約の下での長期的協力行動に関する第2回特別作業部会報告書（ボン、2008年6月2日－12日）
- FCCC/AWGLCA/2008/11 条約の下での長期的協力行動に関する第2回特別作業部会中に表明された意見とりまとめ。事務局覚書
- FCCC/AWGLCA/2008/12 条約の下での長期的協力行動に関する第3回特別作業部会報告書（アクラ、2008年8月21日－27日）

- FCCC/AWGLCA/2008/13 条約の下での長期的協力行動に関する第3回特別作業部会中に
表明された意見とりまとめ。事務局覚書
- FCCC/AWGLCA/2008/14 暫定議題および注釈書。事務局長覚書